各号」を「第十八項各号」に改め、同項第二号中「第四十二項及び第四十六項」を「第四十五項及び第四十九項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十八項第二号ニ中「第三十一項第一号イ(2)(iii)」を「第三十四項第一号イ(2)(iii)」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十七項を同条第四十項とし、同条第三十四項から第三十六項までを三項ずつ繰り下げ、同条第三十三項中「第三十五項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十二項を同条第三十五項とし、同条第三十一項第一号イ(2)中「第三十八項第二号ホ」を「第四十一項第二号ホ」に改め、同号イ(2)(i)中「(平成十一年法律第二百二十五号)」を削り、同項を同条第三十四項とし、同条第三十項を同条第三十三項とし、同条第二十九項を同条第三十二項とし、同条第二十八項中「及び第四号」を「、第四号及び第六号」に改め、同項第五号中「又は第十二項」を「若しくは第十二項」に、「同条第三十一項」を「同条第三十七項」に改め、「確認書の写し」の下に「又は円滑化省令第十三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第十二項の確認書の写し」を加え、同項第六号中「第十三条第六項」を「第十三条第十二項」に改め、同項第八号中「第二十四項各号」を「第二十六項各号」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十七項第八号中「施行令第四十条の八第六項に規定する」を削り、「同条第二十四項第二号イ」を「施行令第四十条の八第二十四項第二号イ」に改め、同号に次のように加える。

ニ　その死亡等の日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に施行令第四十条の八第十九項ただし書又は第二十二項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合には、これらの規定に規定する事由の詳細及びこれらの事由が生じた年月日（これらの事由が生じた日から当該死亡等の日までの間に同条第十九項ただし書の割合が百分の七十未満となつた場合又は同条第二十二項ただし書の割合が百分の七十五未満となつた場合には、これらの事由の詳細及びこれらの事由の生じた年月日並びにこれらの割合を減少させた事情の詳細及びこれらの事情の生じた年月日又は事業年度）

第二十三条の九第二十七項を同条第三十項とし、同条第二十六項を同条第二十九項とし、同条第二十五項第三号中「この項」の下に「及び次項」を加え、「施行令第四十条の八第六項に規定する」を削り、「同条第二十四項第二号イ」を「施行令第四十条の八第二十四項第二号イ」に改め、同号に次のように加える。

ニ　当該報告基準日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に施行令第四十条の八第十九項ただし書又は第二十二項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合には、次に掲げる事項

(1)　施行令第四十条の八第十九項ただし書又は第二十二項ただし書に規定する事由の詳細及びこれらの事由の生じた年月日

(2)　施行令第四十条の八第十九項ただし書の割合を百分の七十未満に減少させた事情又は同条第二十二項ただし書の割合を百分の七十五未満に減少させた事情の詳細及びこれらの事情の生じた年月日又は事業年度

第二十三条の九第二十五項を同条第二十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

28　施行令第四十条の八第十九項ただし書又は第二十二項ただし書に規定する期間の末日が報告基準日後に到来する場合には、法第七十条の七第九項の届出書に前項第三号ニ(2)に掲げる事項を記載することを要しない。この場合において、経営承継受贈者は、当該期間の末日から二月を経過する日（同日が当該届出書に係る同条第九項に規定する届出期限前に到来する場合には、当該届出期限）までに次に掲げる事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　経営承継受贈者の氏名及び住所

二　対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の名称及び本店の所在地

三　前項第三号ニ(2)に掲げる事項

第二十三条の九第二十四項第二号ハ中「同条第三十一項」を「同条第三十七項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項第五号中「同条第三十一項」を「同条第三十七項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項第三号中「資産運用型会社」の下に「(第二十七項第三号及び第三十項第八号において「資産保有型会社等」という。)」を加え、同項第五号中「第七条第十項」を「第七条第十四項」に改め、同項第六号中「第二十五項第六号及び第二十七項第十一号」を「第二十七項第六号及び第三十項第十一号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同条第十七項から第二十項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十六項中「第三十九項第一号」を「第四十二項第一号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項第一号中「(昭和二十五年法律第百二十三号)」及び「(昭和二十五年政令第百五十五号)」を削り、同項第二号中「(昭和二十四年法律第二百八十三号)」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　施行令第四十条の八第二十二項ただし書に規定する財務省令で定める事由は、事業活動のために必要な資金を調達するための法第七十条の七第二項第八号ロに規定する特定資産（第四十七項第四号イ、次条第四十三項第四号イ及び第五十項第一号イにおいて「特定資産」という。）の譲渡その他事業活動上生じた偶発的な事由でこれに類するものとする。

第二十三条の九第十三項の次に次の一項を加える。

14　施行令第四十条の八第十九項ただし書に規定する財務省令で定める事由は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れ、その事業の用に供していた資産の譲渡又は当該資産について生じた損害に基因した保険金の取得その他事業活動上生じた偶発的な事由でこれらに類するものとする。

第二十三条の十第十二項中「前条第十四項」を「前条第十五項」に改め、同条第四十九項中「前条第五十項及び第五十一項」を「前条第五十三項及び第五十四項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十八項中「第二十項」を「第二十二項」に、「第四十項第四号」を「第四十三項第四号」に、「第四十一項」を「第四十四項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第四十七項中「第二十項」を「第二十二項」に改め、同項第一号ロ中「第四十一項第一号」を「第四十四項第一号」に改め、同項第二号ロ中「第四十一項第二号」を「第四十四項第二号」に改め、同項第三号ロ中「第四十一項第四号」を「第四十四項第四号」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十六項中「第二十九項」を「第三十二項」に「第四十一項第四号」を「第四十四項第四号」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十五項中「第四十四項」を「第四十七項」に「第四十項第四号」を「第四十三項第四号」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十四項中「第四十三項第四号」を「第四十六項第四号」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十三項を同条第四十六項とし、同条第四十二項を同条第四十五項とし、同条第四十一項を同条第四十四項とし、同条第四十項第四号イ中「第四十七項第一号イ」を「第五十項第一号イ」に改め、同号ロ中「第四十二項及び第四十七項第二号イ」を「第四十五項及び第五十項第二号イ」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十九項中「前条第四十二項及び第四十六項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第三十八項中「前条第四十項及び第四十一項」を「前条第四十三項及び第四十四項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十七項中「前条第三十八項」を「前条第四十二項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十五項中「前条第三十七項」を「前条第四十項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十四項中「前条第三十六項」を「前条第三十九項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十三項中「前条第三十五項」を「前条第三十八項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十二項中「前条第三十四項」を「前条第三十七項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十一項中「前条第三十三項」を「前条第三十六項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十項中「前条第三十二項」を「前条第三十五項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十九項を同条第三十二項とし、同条第二十八項を同条第三十一項とし、同条第二十七項を同条第三十項とし、同条第二十六項第五号中「同条第三十一項」を「同条第三十七項」に改め、同項第七号中「第二十二項各号」を「第二十四項各号」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十五項第八号中「施行令第四十条の八の二第七項に規定する」を削り、「同条第三十項第二号イ」を「施行令第四十条の八の二第三十項第二号イ」に改め、同号に次のように加える。

ニ　当該死亡等の日の直前の経営報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に施行令第四十条の八の二第二十五項ただし書又は第二十七項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合には、これらの規定に規定する事由の詳細及びこれらの事由が生じた日から当該死亡等の日までの間に同条第二十五項ただし書の割合が百分の七十未満となつた場合又は同条第二十七項ただし書の割合が百分の七十五未満となつた場合には、これらの事由の詳細及びこれらの事由の生じた年月日並びにこれらの割合を減少させた事情の詳細及びこれらの事情の生じた年月日又は事業年度）